

国立大学法人山口大学長選考規則

平成16年7月27日規則第267号

改正 平成17年5月20日規則第89号 平成18年6月21日規則第126号
平成19年11月28日規則第129号 平成20年3月27日規則第72号
平成21年6月22日規則第67号 平成22年6月9日規則第93号
平成23年3月31日規則第41号 平成24年3月15日規則第37号
平成25年3月26日規則第13号 平成29年3月29日規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学長選考会議規則（平成16年規則第247号）第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学長（以下「学長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学長の選考は、国立大学法人山口大学長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの規則により行う。

(選考の時期)

第3条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は任期満了の1か月前までに行うことを原則とし、同項第2号及び第3号の場合は辞任の申出があったとき又は欠員となったとき速やかに開始する。

(求められる資質・能力)

第4条 選考会議は、次の資質・能力を有する者の中から学長候補者を選考する。

- (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
- (2) 山口大学の基本理念である「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」のもと、明確な将来構想を持ち、その実現に向けてリーダーシップを発揮できる者
- (3) 山口大学の強み・特色を活かし、地域のニーズや社会の変化に対応できる教育研究組織づくりや学内資源の有効活用等、戦略的な組織運営ができる能力を有する者

(学長選考候補者の選出)

第5条 選考会議は、原則として5名を超えない範囲内において、学長選考候補者を選出し、公表する。

- 2 学長選考候補者は学内外を問わず3名からの推薦を必要とする。この場合において、少なくとも推薦者1名は国立大学法人山口大学経営協議会規則（平成16年規則第4号）第2条第1項第3号に定める委員又は国立大学法人山口大学長選考意向調査実施細則（平成17年規則第3号）第3条に規定する意向調査対象者でなければならない。
- 3 学長選考候補者の選出方法は、選考会議が定める。
- 4 第1項の公表に当たっては、選考会議は、学長選考候補者の経歴並びに学長選考候補者に選出した理由及び経緯を示すものとする。

（所信表明）

第6条 選考会議は、選出した学長選考候補者に所信表明を行わせるものとする。

- 2 前項の所信表明の方法等は、選考会議が定める。

（意向調査）

第7条 選考会議は、国立大学法人山口大学の構成員の意向を聴取するため、意向調査を行う。

- 2 前項の意向調査の実施に関し必要な事項は、選考会議が定める。

（面接）

第8条 選考会議は、意向調査の終了後、学長選考候補者に対して面接を行う。

- 2 前項の面接の方法等は、選考会議が定める。

（学長候補者の決定）

第9条 選考会議は、所信表明の内容並びに意向調査及び面接の結果を総合的に審議の上、学長候補者を決定し、学長又はその代理者に報告するとともに、公表する。

（学長の任期）

第10条 学長の任期は4年とする。ただし、就任の日が年度の途中であるときの学長の任期は、学長就任の日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 学長は、再任することができる。ただし、その任期は、通算して6年を超えることはできない。
- 3 第1項ただし書の規定による学長の任期を前項ただし書の通算任期に適用するときは、当該学長としての任期は4年とみなすものとする。

（承諾方の交渉）

第11条 学長候補者に対する学長就任の交渉は、選考会議が行う。

(就任の辞退等)

第12条 学長候補者がやむを得ない事由により学長に就任することを辞退したとき又は学長候補者が学長に就任できないと学長選考会議が判断したときは、学長選考会議の定めるところにより改めて選考を行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が定める。

(臨時措置)

第14条 学長の選考の実施に当たり、この規則により難しい場合は、その都度選考会議の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月27日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に学長である者が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定により定められた任期を満了したときは、この規則による学長として4年の任期を満了したものとみなす。

附 則

この規則は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月21日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月28日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日に助手である者のうち、この平成19年3月31日に助手として本法人に5年以上勤務（継続する法人化前の山口大学の助手としての勤務期間を含む。）しているものは、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則第8条第1号の職員として取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月22日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年6月9日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則第8条第3号アの次の規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 副室長に係る規定 平成22年5月1日
- (2) 前号以外の規定 平成22年4月1日

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に学長である者が再任された場合の任期は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考規則第10条第2項の規定にかかわらず、平成34年3月31日までとする。